

栃木県警察装備品の運用及び管理に関する規程（訓令）

平成13年3月14日

警察本部訓令乙第10号

警察装備品の運用及び管理について必要な事項を定めた規程である。

主な内容

- 運用責任者、取扱責任者、取扱補助者
- 整備、配分
- 借用及び貸与
- 保管場所
- 保管上の留意事項
- 教養訓練
- 点検及び報告